

「新宿御苑インフォメーションセンター・アートギャラリー利用要綱」

新宿御苑インフォメーションセンター管理細則第4条に定めるアートギャラリーの利用に関する手続き等については、この「新宿御苑インフォメーションセンター・アートギャラリー利用要綱」(以下「要綱」という。)によるものとする。

1 目的

この要綱は、インフォメーションセンターの適切な利用の推進を図るため、環境省主催又は共催行事の開催のため利用を予定している期間以外における、アートギャラリーの利用について定めるものである。

2 利用許可基準

利用許可に当たっては、次の基準による。

(1) 申請者

申請者は、営利を目的としないサークル、団体等によるものとし、個人や企業による利用は認めない。

(2) 利用目的

利用目的は、次に該当しなければならない。

緑の保全に関する普及啓発、自然とのふれあいの推進、自然環境の保護及び利用及び地球環境の保全に関するもので、新宿御苑管理事務所長が適切と認めたもの。

新宿御苑等国民公園に関するもので、新宿御苑管理事務所長が適切と認めたもの。

その他、新宿御苑管理事務所長が適切と認めたもの。

(3) 利用内容

利用の方法は、写真、絵画、パネル等壁面への展示、作品、オブジェ、天然素材、標本、植物の鉢植え・寄せ植え等による展示とし、アートギャラリーの壁面、床材、及び附属品を損傷する方法での展示は認めない。

また、音源や光源等の使用によってインフォメーションセンター来館者に不快の念を与える可能性があるとは判断された場合にはこれを認めない。

(4) 利用期間

利用期間の単位は、6日間(火曜日の午前9時から、翌週日曜日の午後4時30分まで)を基本とする。

(5) 利用条件

利用者は、利用許可を受けた場合は次の利用条件を遵守する。

入館者から料金を徴収してはならない。また、物品の販売、募金活動その他これに類することは原則として禁止する。

A

入館者の観覧を制限してはならない。ただし、混雑を緩和するなどのため管理事務所職員の指示による場合はこの限りではない。

作品等の搬入、展示、搬出は利用者自らが行うものとし、具体的には次による。

ア) 搬入は、利用初日の前日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までに行うものとし、利用者は必ずこれに立会うものとする。宅配等の方法によって事前に搬入することは、原則として認めない。

イ) 展示は、管理事務所職員の立会の下で行う。

ウ) 搬出は、利用終日の午後 4 時 30 分までに完了する。

搬入した作品等の管理については、利用者が保安要員の配置や保険など、利用者の責任において行うものとする。

利用者は、アートギャラリーの施設や備品類を適切に使用するものとし、利用を終了したときは、管理事務所職員の点検を受けなければならない。この結果、施設や備品類に破損、汚染等を生じていた場合は、管理事務所職員の指示により利用者自身が必要な処置を行うものとする。

(6) 利用料

利用料金については、無料とする。

3 申請手続き

(1) 申請手続き

申請は、利用希望期間の属する年度の前年度に実施する「利用説明会」以降 2 月 15 日までにを行うものとする。

(2) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出するものとする。

アートギャラリー利用申請書 (別紙様式 A 1)

展示企画書 (必要項目が書かれていれば任意様式で可能)

添付書類

ア) サークル又は団体等の約款、規約、会則等

イ) サークル又は団体等の名簿

ウ) これまで実施した展示一覧表 (写真があれば添付する)

その他、新宿御苑管理事務所長から提出を求められた書類

4 利用者の決定

利用許可は、上記 3 の提出書類を基に次により審査し利用者を決定する。その結果については、各申請者へ通知する。

なお、許可とした場合においても、やむを得ない事態が発生した時は、その変更を求

A

め、又は取り消す場合がある。

上記2の許可基準に適合しないものは、不許可とする。

説明会に出席しなかったものは、原則として不許可とする。

許可基準に適合するが、申請期間が他の申請者と競合する場合には、利用目的が環境省として、より適切と新宿御苑管理事務所長が認めたものを優先的に許可し、それ以外は利用期間の調整が可能な場合のみ許可するものとする。

5 利用説明会の実施

毎年度計3回、9月、11月、1月に翌年度のアートギャラリーの利用説明会を開催するものとし、開催の案内は、新宿御苑のHPに掲載する。

申請予定者は、必ず説明会に出席するものとする。

6 実施結果報告

利用者は、利用終了後2週間以内に、「利用実施報告書」(別紙様式A2)に必要な事項を記入して提出するものとする。提出しない場合は、今後利用を許可しない。

附則 この要綱は、平成19年7月1日から適用する。